

児童相談所 社会的養護施設専門評価機関



NPO法人 あいおらいと



児童相談所・一時保護所の第三者評価について

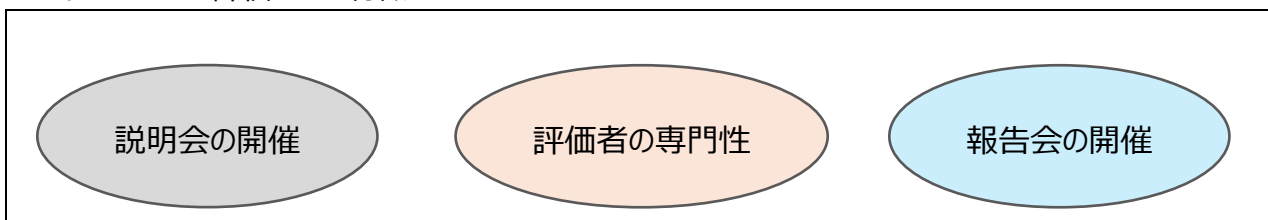
私たちは評価を通して現場を応援します

1 評価の実施体制

訪問調査は通常3名の評価調査者が実施します。また、必要に応じて弁護士などの評価委員から助言を受ける体制を整えています。



2 あいおらいとの評価の3つ特徴



- ・第三者評価の理解： 訪問調査前に説明会を開催し、第三者評価を受審する目的などを理解いただくとともに自己評価の方法などについて説明します。
- ・専門的視点： 児童相談所業務経験があり、評価者として専門的知見のある調査者が訪問調査、評価を行います。
- ・評価結果の共有： 評価結果を踏まえ児童相談所の現状や課題を共有し、改善に向けた取り組みを一緒に考えます。（グループワーク形式）

3 第三者評価の流れ 児童相談所・一時保護所（共通）

打ち合わせから訪問調査まで約4か月

児童相談所及び一時保護所の評価は所属の職員全員で取り組みます。

受審の流れ	内 容
1 契 約	・契約締結
2 打ち合わせ 担当職員	・スケジュールの確認 ・提出書類の確認（児童相談所業務概要・マニュアルなど）
3 受審説明会 オンライン (職 員)	・第三者評価受審の目的や効果について ・児童相談所・一時保護所の自己評価の方法について ・評価項目の説明
4 自己評価 (職 員)	・所属する職員全員が自己評価を行い、まとめて評価機関へ提出
5 関係機関・利用者 アンケート	[児童相談所] 市町村、施設・里親及び入所中の子どもへのアンケート [一時保護所] 入所中の子どもへのアンケート
6 事前聴き取り オンライン 担当職員・所長、次長等	・訪問調査前に児童相談所全体の状況について 児童相談所業務概要等を参考に事前聴き取りを行います
7 訪問調査 担当職員・所長、次長等	・調査評価者が訪問し、聴き取りを行います
8 評価結果の確定	・評価結果（案）を提出 ・疑義などがあれば協議
9 報告会 (職 員)	・評価結果を皆様と共有し、現状確認や今後の取り組みなどを 話し合います（グループワーク形式）

4 児童相談所訪問調査日程（例）

児童相談所訪問調査 令和 年 月 日（ ） 日（ ）

1日目 月 日（水） 9：00～17：00	
9：00～ 9：30	当日の流れの確認 児童相談所見学
9：30～12：00	評価項目聴き取り （所長・次長・課長）
12：00～13：00	休憩
13：00～15：30	評価項目聴き取り （所長・次長・課長）
15：30～17：00	事例①②③についての聞き取り 各30分
2日目 月 日（ ） 9：00～17：00	
9：00～ 9：30	児童福祉司 1名 児童心理司 1名（経験の浅い職員同時聴き取り）
9：30～12：00	援助方針会議に参加
12：00～13：00	休憩
13：00～13：30	係長相当職 児童福祉司 2名（同時聴き取り 30分）
13：30～15：00	聴き取り （所長・次長・課長）
15：00～16：00	まとめ 補足聴き取り 報告会について

5 一時保護所訪問調査日程 終日パターン（例）

9：00～ 9：10	当日の流れなどの確認 一時保護所見学
9：10～12：00	評価項目についての聴き取り （一時保護課長ほか）
12：00～13：00	昼食（昼食は一時保護所の食事）
13：00～13：40	職員面接2名（新人2～3年1名 ベテラン職員 1名）
13：40～16：30	評価項目の聴き取り
16：30～17：00	まとめ
17：00～18：00	引き継ぎの等、申し送り等への参加

6 評価項目について

皆さんからいただいた意見やこれまでの評価実績をもとに見直しを行っています。

評価項目の見直しは、①評価項目や判断基準で重複しているもの、②一般的に理解することが難しいものなどに焦点を当てて行っています。現在、さらに見直し作業を進めています。

三菱UFリサーチ&コンサルティング（案）	あいおらいとの評価項目
平成30年度「子ども・子育て支援推進調査研究事業 一時保護の第三者評価に関する研究」	一時保護所の評価項目（現在第4版） 5部門 64項目から4部門 58項目に見直し
令和2年度「子ども・子育て支援推進調査研究事業 児童相談所の第三者評価に関する調査研究」	児童相談所の評価項目（現在第2版） 7部門 65項目から7部門 58項目に見直し

7 評価方法について

評価項目ごとに一つまたは複数の判断基準が設けられており、それぞれの判断基準について

「○：できている」、「△：概ねできている」、「×：できていない」で評価します。

各評価項目は、「判断基準」の評価結果を踏まえ、次の5段階で評価します。

評価ランク	評価基準
S	・優れた取組みが実施されている 他児童相談所が、参考にできるような取組みが行われている状態
A	・適切に実施されている よりよい一時保護の水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
B	・やや適切さにかける 「A」に向けた取組みの余地がある状態
C	・適切ではない、または実施されていない 「B」以上の取組みとなることを期待する状態
U	・業務外